資料No.3

平成２８年４月１日付け都道府県労働局の組織見直しについて

都道府県労働局の組織を見直し、『雇用環境・均等部（室）』を設置

労働局では以下の取組を進めるため、平成28年4月に組織の見直しを行い、新たに「雇用環境・均等部（室）」を設置します。

- 男女ともに働きやすい雇用環境を実現するため、「女性の活躍推進」や「働き方改革」等の施策をワンパッケージで効果的に推進します。
- 労働相談の利便性をアップするため、パワハラや解雇等に関する相談とマタハラやセクハラ等に関する相談の対応を一体的に進めます。また、個別の労働紛争を未然に防止する取組（企業指導等）と、解決への取組（調停・あっせん等）を、同一の組織で一体的に進めます。

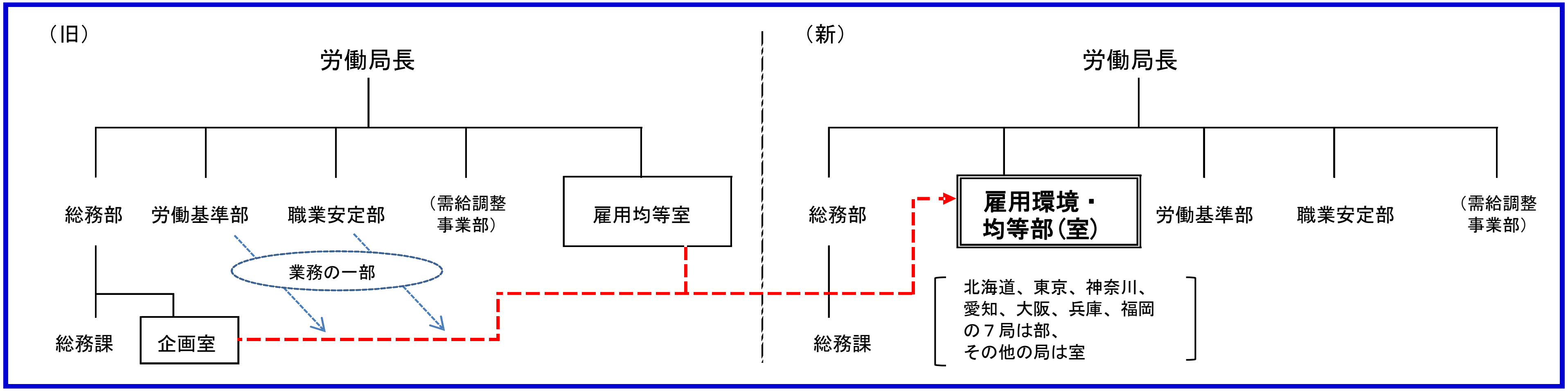

ポイント1（総合的な行政事務の展開）

○　雇用均等室にて「女性の活躍推進」、労働基準部にて「働き方改革」に関する取組を実施する等、それぞれの組織が企業・経済団体への働きかけを実施
→　「雇用環境・均等部（室）」にて、「女性の活躍推進」や「働き方改革」等の企業・経済団体への働きかけを、ワンパッケージで効果的に実施

ポイント2（労働相談の対応の一体的実施・個別の労働紛争の未然防止と解決の一体的実施）

○　①総務部企画室にてパワハラ・解雇に係る相談・紛争解決、②労働基準部にてパワハラ防止等に係る企業への啓発指導、③雇用均等室にて均等法等に係る相談、企業への指導及び紛争の解決援助を実施
→　「雇用環境・均等部（室）」で労働相談の対応を一体的に実施。また、個別の労働紛争を未然に防止する取組（企業への指導）と解決への取組（調停・あっせん等）を一体的に実施

ポイント3（業務実施体制の整備・強化）

→　女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革などの取組を強力に進めるため、「雇用環境・均等部（室）」に専門官職（雇用環境改善・均等推進指導官）を配置

雇用環境・均等部（室）の設置について

都道府県労働局

雇用均等室

・均等関係法令（均等法、育児・介護休業法、パート法）に基づく指導等（マタニティハラスメント対策を含む。）
・次世代法の施行に関する業務
・女性の活躍の推進　など

労働基準部　所掌事務のうち

・働き方改革（長時間労働削減、年休の取得促進等）、ワーク・ライフ・バランス、労働契約法（無期転換ルールの周知等）、パワハラに関する業務　など

総務部・職業安定部　所掌事務のうち

・個別労働紛争に関する相談業務、企画調整業務
・福祉労働に関する業務　など

相互に関係する業務を一体として実施するため、現行の業務実施体制を見直し、新たな組織を設置

雇用環境・均等部（室）の設置

男女ともに働きやすい職場環境の実現に向けた総合的な行政を展開。

また、事業所を訪問するなどして行う事業所に対する働きかけ等、相互に関係する業務を一体として実施することにより、各種施策を効果的に推進。